令 和 元 年 度 指 定 管 理 者 運 営 状 況 検 証 シ ー ト

県所管課

保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

1. 施設名等

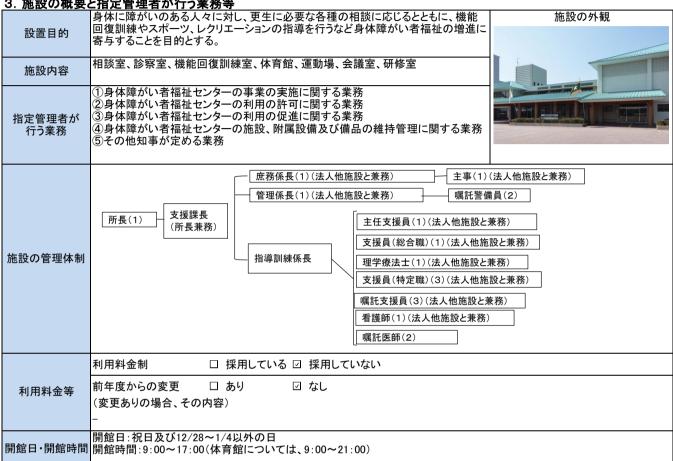
令和2年3月31日現在

	施設名	愛媛県身体障がい者福祉センター	所在地	愛媛県松山市道後町二丁目12番11号		
			電話	089-924-2101		
	(設置年月日)	(昭和57年10月1日)	ΗP	https://www.ehime-swc.or.jp/facility/shinsho/		

2. 指定管理者

指定管理者名 社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 指定期間 平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (5年間)

3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等



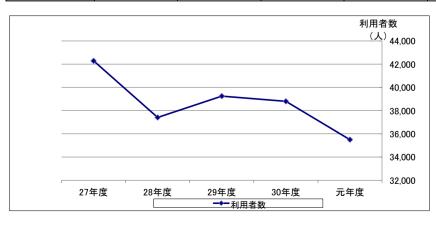
4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	50,338	50,338	50,338	50,792	52,530	52,412

5. 施設の利用状況

(1)施設の利用者数と利用料金収入

1 · / //DIX-42 · 3/10 3/10 · 3/10 · 32/10/10 3/10 ·						
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減率
利用者数(人)	42,287	37,408	39,248	38,801	35,494	△ 8.5 %
利用料金収入(千円)	_	_	_	_	_	- %



(2)利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)

夏季の猛暑や台風による貸館の予約キャンセ ル、新型コロナウイルス感染拡大により、利用の 自粛や施設の一部を利用停止したため、利用者 数が減少した。

(利用料金収入)

6. サービスの質向上に向けた取組み

ア)サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は令和元年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施) 令和元年度の内容 令和2年度の内容(予定含む) ○県、各市町及び障がい者団体の広報誌に事業展開の情報を ○障がい者施設、障がい者団体等に対し、利用案内、行事案 掲載 内等の配布 ○障がい者団体の広報誌への利用案内掲載 Oスポ· -ツ教室の実施(計77回 計1,228人参加) 〇スポーツ大会の開催(3回 115人参加) OHP、ブログを随時更新し、行事予定等利用に必要な情報を 〇地域への派遣指導(年9回 計1,006人参加) 提供 ○障がい者スポーツ体験(年4回 計293人参加) 〇スポーツ教室の実施 ○事業団施設合同福祉バザー(ほほえみフェスタ)の開催(11月 ○ 障がい者スポーツ体験、地域への派遣指導の実施 ○地域交流サロンの拡充及び地域への積極的な広報 2.958人参加) 〇県レクリエーション協会と連携し、「合同レク教室」の実施(年 ☆新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策 11回 計116人参加) ○地域交流事業ゆうゆうサロンの実施(障がい者スポーツ 年44 回 計1,364人参加、文化教室 年41回 計487人参加) ※バトミントン教室の定期的な開催(年11回 計96人参加)

イ)利用者からの声への対応状況(令和元年度)

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容

特になし

特になし

7. 令和元年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証

令和元年度は、平成30年度まで実施してきた地域交流事業における 文化教室及びスポーツ教室の内容を充実させ、当センター職員、外部 講師による魅力的な創作活動(文化教室)や障がい者スポーツ教室を 実施しました。

また、障がい者スポーツ協会と連携し、地域で開催されるイベントや県 内小中学校に出向いて、障がい者スポーツの体験交流を実施しまし

機能回復訓練においては、集団体操をリハビリの軸とし、利用者が興味 を持って楽しみながら取り組めるプログラムを取り入れたリハビリレクリ エーションを充実させました。

また、令和元年6月に県内の文化・芸術の普及活動の拠点として当セ *、*ターに開所した障がい者アートサポートセンターと連携を図って、館内 の作品展示、PR活動を積極的に取り組みました。

11月4日(月)に開催した事業団施設合同福祉バザー(ほほえみフェス タ)においては、150人を超える大学生・高校生、地域住民等のボラン ティアと関係団体の連携のもと、2,900人もの方が来場するなど、障がい 者と地域住民の交流の場としての役割を果たすことができました。 利用者数は、前年度より3.307人減の35.494人となりましたが、これは 夏の猛暑や台風における影響と新型コロナウイルス感染症の拡大状況 を踏まえた利用自粛や主催事業の休止が大きな要因と思われます。

県の施設所管課の確認・検証意見

利用者からの苦情・要望への主な対応状況

台風や、2月後半より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年間 の利用者数は減少したが、 障がい者スポーツや障がい者芸術等幅 広く他団体との連携を図り、障がい者の文化活動の普及に積極的に 取り組んでいることなどは評価できる。

障がい者と地域住民の交流事業を行い、障がい者の生きがいや地 域住民の障がいへの理解・関心を深めるきっかけとなっており、障がい者スポーツの拠点であるほか、交流の場として施設の役割を果たし

今後とも、障がい者福祉の向上に努め、センター設置の目的に資す るさらなる福祉サービスの向上に努めていただきたい。



8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

他施設との連携向上により、共同イベントの開催を行う等、障がい者福祉の向上が認められる。 一方、今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止に係る環境整備や、各事業の実施方法を検討する必要がある。